

東浦町中小企業勤労者福祉対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知多地区の中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行い、福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域の活性化に寄与することを目的とする東浦町中小企業勤労者福祉対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、愛知県労働者福祉協議会知多支部とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、中小企業の労働条件等の向上を図るために実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

2 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、補助金を使用してはならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。